

令和5年1月24日

令和5年1月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年1月24日(火) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	上田 昌彦
第5地区	行田 修	第6地区	谷山 正昭
第7地区	辻 清一		

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶 日出男	事務局次長	松下 伸弘
主査	奥田 真貴子		

6 議事録署名委員

5番 大川 智恵子 6番 矢頭 周

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明  
報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

## 8 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和5年1月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号、5番、大川 智恵子委員、並びに、議席番号、6番、矢頭 周委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請、1件を議題といたします。  
なお、本件につきましては、私と地区担当委員、推進委員、並びに中西委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、順次報告を求めます。  
吉田好委員。

吉田好委員

それでは、1月11日に現地調査を行いました結果について報告いたします。  
申請地は、XXXXXXXXXX、田、52平方メートルでございます。  
位置については、議案第1号参考資料でご確認ください。  
申請地は、府道鳥飼八丁富田線と府道枚方茨木線が交わる鮎川の交差点の南東、約200メートルの所に位置しております。

周囲の状況は、北側及び西側は里道、東側は農地、そして南側は駐車場でございます。

転用の目的は道路であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題は無いものと思われま

す。以上簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請、1件、1筆、52平方メートルについてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。

転用の理由ですが、当該農地周辺は通勤、通学で通行する人が多く、現在の道路幅員が狭小なため、申請人は地元自治会からの要請を快諾し、農地を道路に転用するものでございます。

なお、転用後は市へ寄付する計画であります。

農地の区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますことから、第2種農地と判断します。

農地法第4条第6項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われま

す。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第4条第5項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ない、との意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第4条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、2筆、1,583平方メートルについて、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

権利関係は使用貸借権、3年の新規設定となっております。

借り手は、農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして議案第2号参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は市外在住で農業従事年数は3年2カ月、新規参入でございます。

計画では年間農業従事日数は200日、とうがらし、ニンニク、じゃがいも、玉ねぎなどを栽培する計画であります。

就農に併せて、耕運機、軽トラック、草刈り機を購入される予定です。

農業経験としまして、令和元年から貸農園で農業を始め令和2年3月から1年間、アグリイノベーション大学校で農業技術や知識を習得されています。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、5件。

以下、報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会を、1月25日(水)、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、農業委員会だより編集委員会を、2月13日（月）、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、2月22日（水）、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

また、定例会終了後、全国農業会議所から講師を招き、委員等研修会を予定いたしております。

議 長

それでは、これもちまして、令和5年1月定例会を閉会といたします。  
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年1月24日

茨木市農業委員会

議長

署名ずみ

---

署名委員

署名ずみ

---

署名委員

署名ずみ

---